

広島県収用委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年九月八日

広島県収用委員会 会長 中 尾 正 士

**広島県収用委員会規則第一号**

**広島県収用委員会運営規則の一部を改正する規則**

広島県収用委員会運営規則（昭和三十年収用委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第八条中「捺印」を「押印」に改め、同条の次に次の一項を加える。

2 前項の議事録は、要点記録とする。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。